

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年6月の介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算が改定され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定要件は、

①月額賃金改善要件、②キャリアパス要件、③職場環境等要件、④見える化要件の4つです。

上記のうち、④の見える化要件とは介護職員等処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容について、ホームページへの掲載等を通じて外部から見えるよう公表していることとされております。

○加算の取得状況

事業所名	加算の区分
同行援護事業所ゆめみらい	処遇改善加算Ⅲ

○処遇改善に関する具体的な取り組み内容

賃金以外の処遇改善に関して、以下の取り組みを行っております。

入職促進に向けた取組
・事業運営の指針を定め、法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化を行っております。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援
・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対して、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を行っております。 ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等を導入しております。 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会を確保しております。
両立支援・多様な働き方の推進
・有給休暇が取得しやすい環境の整備を行っております。 ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実を図っております。 ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮を行っております。
腰痛を含む心身の健康管理
・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施をしております。
生産性向上のための業務改善の取組
・行先の下見や実績報告の作成・介護給付費の請求や給与計算等にICTを活用した

システムを導入し、業務量の縮減を行っております。

- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っております。

やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を行っております。
- ・利用者本位の支援方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供を行っております。
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供を行っております。